

# 愛媛県立今治西高等学校伯方分校存続支援対策協議会入学時支度金補助要領

令和3年8月31日

## 1 目的

愛媛県立今治西高等学校伯方分校（以下、「伯方分校」という。）の将来的な発展を図るため、母校の生徒数を積極的に確保し、学校教育の振興を図るため財政的支援を行う。

## 2 補助金の運用

補助金は、生徒数を確保し、就学を容易にするために入学、通学、研修及び学校活動・生徒募集にかかる母校の取り組みに対しての補助として運用する。

## 3 対象者

伯方、大島及び大三島在住の伯方分校生徒とする。

## 4 経費の算定（令和4年度入学者への入学時支度金）

入学後の諸準備等に必要とする費用として、当該年度の5月1日現在の生徒一人に対し100,000円を支給する。当該支給の申請者は、令和4年度の新入生の保護者とする。ただし、途中入学による入学生及び転入による入学生は支給対象としない。

## 5 支給の手続き

### (1) 申請及び請求

所定の申請書に、必要事項を記入して伯方分校へ申請し、学校長を通じて対策協議会長に申請及び請求をする。

### (2) 確認と決定

対策協議会長は、申請及び請求があった場合には確認の上決定し、速やかに支給する。

### (3) 支給方法

支度金の支給は、保護者が校納金等を納付する預金口座（以下、「指定口座」という。）へ振り込むものとする。但し、指定口座が伊予銀行又は愛媛銀行以外の金融機関のときは振込手数料を除いた金額を支給するものとする。

## 6 事務局の設置

補助金支給にかかる事務局は、伯方分校に置く。

## 附 則

この要領は、令和3年8月31日から施行する。